平成24年第8回美幌町議会定例会会議録

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 開会 平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 閉会

平成24年12月12日 第2号

〇議事日程

つ議事日程				
日程第	1	会議録署 (諸般の		りた。
日程第	2	発議第	3号	美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
日程第	3	光議第	4号	美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
			-	
日程第	4	発議第	5号	美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例制定について
日程第	5	報告第1	9号	長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会調査結果報告について
日程第	6	発議第	6 号	美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定につい て
日程第	7	報告第2	0号	総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
日程第	8	報告第2	1号	経済建設常任委員会事務調査結果報告について
日程第	9	認定第	1号	平成23年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第1	0	認定第	2号	平成23年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第1	1	認定第	3号	平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について (委員会報告)
日程第1	2	認定第	4号	平成23年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第1	3	認定第	5号	平成23年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第1	4	認定第	6 号	平成23年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第1	5	認定第	7号	平成23年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第1	6	認定第	8号	平成23年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第1	7	承認第	9号	専決処分の承認について
			-	[平成24年度美幌町一般会計補正予算(第7号)]
日程第1	8	同意第	4号	美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第1		議案第5		美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第2		議案第5		美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定について
日程第2		議案第5		美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定について
日程第2		議案第5		美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定について
日程第2		議案第5		美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定について
追加日程第		議案第5	-	平成24年度美幌町一般会計補正予算(第8号)について
追加日程第		議案第5		平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について
追加日程第	; 3	議案第5	9号	平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
追加日程第	4	議案第6	0 号	平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ

いて

追加日程第5 議案第61号 平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)に

ついて

追加日程第6 議案第62号 平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)

について

追加日程第7 議案第63号 平成24年度美幌町水道事業会計補正予算(第1号)について

追加日程第8 議案第64号 平成24年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)について

追加日程第9 陳情第 2号 東町集会室の建て替えに関する陳情について

追加日程第10 報告第22号 専決処分の報告について

追加 日程第11 報告第23号 定期監査報告について

追加日程第12 報告第24号 財政援助団体監査報告について

追加日程第13 報告第25号 例月出納検査報告について(8月~10月分)

追加 日程第14 閉会中の継続調査について

〇出席議員

 1番 新 鞍 峯 雄 君
 2番 大 江 道 男 君

3番 早 瀬 仁 志 君 5番 中 嶋 すみ江 君

6番 松 浦 和 浩 君 7番 上 杉 晃 央 君

8番 岡 本 美代子 君 副議長 9番 坂 田 美栄子 君

10番 宗 像 密 琇 君 11番 大 原 昇 君

13番 橋 本 博 之 君 議 長14番 古 舘 繁 夫 君

〇欠席議員

12番 吉 住 博 幸 君

〇地方自治法第121条の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 監 査 委 員 髙 木 清 君

雄

恵

英

利

俊

孝

幸

則

明

夫

司

雄

君

君

君

君

君

君

君

〇地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副 町 長 染 谷 良 君 総務 部 長 平 井 民 生 部 長 馬 場 美 君 経 済 部 長 木 博 高 憲 君 病院事務長 建設水道部長 磯 野 大 村 会計管理者 君 総務主 崎 鉛 木 春 幹 元 高 則 住民活動主幹 電 算 主 幹 植 木 恒 君 丸 山 財務 主 矢 萩 浩 政策主 武 幹 君 幹 田 契約財産主幹 村 君 税務 主 幹 大 平 田 純

児童支援主幹 環境生活主幹 谷 Ш 明 弘 君 佐 藤 和 恵 君 福 祉 主 幹 井 上 和 俊 君 健康推進主幹 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 花 八寿子 君

農政主幹但馬憲司君 公社主幹広島 学君

耕地林務主幹 伊 成 博 次 君 商工観光主幹 小 室 秀 隆 君

建設主幹門別孝志君 建築主幹佐藤 修君

水 道 主 幹 澤 畠 雅 俊 君 病院総務主幹 橋 本 美 典 君

事務連絡室次長 篠 永 幸 男 君 教 育 長 平 野 浩 司 君 教 育 部 長 佐 藤 庄 一 君 学校教育主幹 藤 原 豪 二 君 学校給食主幹 石 田 勇 一 君 社会教育主幹 小 西 守 君 文 化 ホ ー ル 石 坂 聡 君 スポーツ振興主幹 田 村 圭 一 君 調 整 主 幹 石 坂 郡 君 スポーツ振興主幹 田 村 圭 一 君

〇議会事務局出席者

 事務局長浅野俊伸君
 次長荒井紀光子君

 議事係長水上修一君
 庶務係長那須清二君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

 O議長(古舘繁夫君)
 おはようございま

 す。

ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これから平成 24年第8回美幌町議会定例会第2日目の会 議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(古舘繁夫君) 日程第1 会議録署 名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の 規定により、13番橋本博之さん、1番新鞍 峯雄さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長(古舘繁夫君) 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告 させます。

○事務局長(浅野俊伸君) 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定 に基づく出席説明員につきましては、第1日 目と同様でありますので、御了承願います。

なお、吉住博幸議員、所用のため本日欠席の旨、岩田農業委員会局長、公務のため、本日午後から欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 発議第3号

○議長(古舘繁夫君) 日程第2 発議第3 号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則 制定についてを議題とします。

直ちに、発議第3号美幌町議会会議規則の

一部を改正する規則制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第4号

〇議長(古舘繁夫君) 日程第3 発議第4 号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条 例制定についてを議題とします。

直ちに発議第4号美幌町議会委員会条例の 一部を改正する条例制定についてを採決しま す。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第5号

〇議長(古舘繁夫君) 日程第4 発議第5 号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条 例の一部を改正する条例制定についてを議題 とします。

直ちに発議第5号美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制 定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第19号

○議長(古舘繁夫君) 日程第5 報告第1 9号長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会 調査結果報告についてを議題とします。

この件につきましては、平成24年第4回 定例会において「長期欠席者の議員報酬等調 査特別委員会」に付託しておりますので、そ の調査結果報告書の「調査の内容」につい て、職員に朗読させます。

○事務局次長(荒井紀光子君) 3、調査の 結果。

平成24年第4回美幌町議会定例会(6月21日)において、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会が設置され、これまで他市町村の状況など調査を始め、11回にわたり議論を重ねた結果、次のとおり意見の集約を見たので報告します。

この案件については、議員の長期欠席に係る議員報酬のあり方を規定した法律もなく、また長期に及ぶ欠席を余儀なくされた議員が議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されていることから、これまでも議会改革の中で検討され、長期欠席によるルールづくりが必要であるとの判断により、今回、特別委員会を設け検討することといたしたところであります。

初めは、長期間にわたり議会活動及び議員 活動ができない場合に限り、議員報酬を減額 することで検討してまいりましたが、協議を 進めていく中で他市町村の事例などを見ます と、刑事事件にかかわった議員に対して報酬 及び期末手当の停止、不支給処分を課するな どの規定を設けている事例もあったことか ら、本町においても議員の職責及び議会への 住民の信頼に反した場合に対して、議員報酬 及び期末手当の支給の減額について、特例を 定めることといたしたところであります。

本条例における議員報酬及び期末手当に対する規定については、大きく3点ありまして、1点目は、長期間議会活動及び議員活動ができなくなった場合の議員報酬及び期末手当を減額するもので、議員が療養、長期不

在、その他の理由により90日以上欠席した場合には、その欠席期間に応じて議員報酬を30%から70%の3段階の割合で、欠席した期間に応じて減額することといたしました。

また、期末手当については、基準日である 6月1日及び12月1日のそれぞれの前6月 以内の期間における支給割合に応じた額とす るものであります。

2点目は、刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、拘留、その他身体を拘束する処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の停止を行うもので、議員報酬の減額とは違い、事の重大さから本会議等に欠席したか否かにかかわらず、逮捕等の処分を受けた時点で、議員報酬を停止するものであります。

また、期末手当の停止については、基準日のそれぞれ6月以内の期間における議員報酬を停止され、基準日においてなお逮捕等の処分が継続している場合は、当該期末手当も同様に停止するものであります。

3点目は、刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は支給しないものとし、期末手当についても基準日の前6月以内の期間における議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当を支給しないとするものであります。

その他、議員報酬に係る減額、停止、不支 給の処分による報酬については、日割計算に よることといたしました。

以上が、新条例の骨格でありますが、本条例の制定に際しては、現行の「美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正による規定の方法も可能でありましたが、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合には、議員報酬及び期末手当の徳上、不支給についても規定したことや、本条例を制定し、議会の厳格な姿勢を示すことで、議会に対する町民の理解もより得られるのではないかということから、「美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」とい

う形で新規に制定しようとするものであります。

〇議長(古舘繁夫君) これから、本案について、委員長の報告を求めます。

9番坂田美栄子さん。

〇9番(坂田美栄子君) 〔登壇〕 長期欠席 者の議員報酬等調査特別委員会調査報告の中 で、委員長としての補足説明をさせていただ きます。

この条例は、議員が長期にわたり欠席した 場合、その欠席した期間における議員報酬の あり方を規定した法律もなく、また長期に及 ぶ欠席を余儀なくされた議員が、議員報酬を 辞退する、または返還することは、公職選挙 法に規定される寄附行為に該当するため禁止 されていることから、議会改革の一つとし て、本町においても議員としての職責及び住 民への信頼を維持するため、議員みずから長 期欠席した場合、議員報酬等を減額する条例 を制定するため、特別委員会を設け検討して きたところであります。

検討内容につきましては、委員会の調査結果報告書のとおりでありますが、まず誰が見てもわかりやすい条例とすることで、既存の「美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に盛り込むのではなく、新たに「美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」として制定することとしたものであります。

具体的な内容につきまして補足説明させていただきますが、この条例の第3条で規定しております療養には、入院も自宅療養も全て含むことと規定しました。

支給割合については、「1年以上議会活動をしない人が、報酬を受け取るべきではない」、「全額減額とすべきである」などの意見もありましたが、他市町村の事例等も含め検討した結果、欠席日数に応じて支給割合を70%、60%、30%の3段階とすることとしました。

また、期末手当まで反映させることについては、「長期休暇の始期により不公平が生じ

ないか」という意見もありましたが、基準日前6カ月の間で減額された月がある場合は、 その支給割合を適用することとして整理いた しました。

さらに、刑事事件に係る減額については、「いつ、何が起こるかわからないので、想定できるものを盛り込むべきである」とのことから、この刑事事件に係る減額も含めることといたしました。

以上、特別委員会の中で出された意見や決定に至った経過などについて補足説明させていただきましたが、私たち議員は、その職責を重く受けとめるとともに、住民の信頼に反することのないよう全員一致で確認し、委員長の口頭補足説明とさせていただきます。

○議長(古舘繁夫君) 以上で、長期欠席者 の議員報酬等調査特別委員会調査結果報告に ついてを終わります。

ただいまの報告をもって、長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会の調査を終了します。

◎日程第6 発議第6号

○議長(古舘繁夫君) 日程第6 発議第6 号美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関す る条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

9番坂田美栄子さん。

○9番(坂田美栄子君) 〔登壇〕 美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

発議第6号美幌町議会議員の議員報酬等の 特例に関する条例の制定について、提案理由 の説明をいたします。

本件は、本定例会において長期欠席者の議員報酬等調査特別委員会が報告した調査結果に基づきまして、町民の信頼と期待に応えるため議会活動及び議員活動に係る会議等のほか、議員の刑事事件に係る規定を含め、議会活動等ができなくなった場合、議員報酬及び期末手当の支給についての特例の条例を制定

しようとするものであります。

それでは、条例の内容について御説明申し 上げます。

第1条は、議会議員の職責及び住民への信頼を維持するため条例制定の趣旨を規定する ものであります。

第2条は、条文中の町議会の会議等及び公 務上の災害等の定義を規定するものでありま す。

第3条は、議員が療養、長期不在、その他の理由で90日以上議会活動ができなくなった場合の長期欠席届出書及び議会活動復帰届出書のほか、病気の場合の診断書の提出並びに現況報告義務を規定するものであります。

第4条は、議員の長期欠席期間における議員報酬の支給割合の規定で、90日以上180日未満は100分の70に180日以上365日未満は100分の60に365日以上は100分の30の支給割合とするものであります。

第5条は、期末手当の減額に係る規定で、 期末手当の基準日の前6カ月以内の期間において、議員報酬が減額された月がある場合 は、その支給割合に応じて期末手当も減額す る規定であります。

第6条は、減額の適用除外規定で、公務上 の災害等及びその他議長が認める場合につい ては、減額を行わない規定であります。

第7条は、議員報酬の停止の規定で、刑事 事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留、 身体を拘束される処分を受けたときは、その 処分が解かれるまでの期間は議員報酬の支給 を停止する規定であります。

第8条は、期末手当の停止規定で、期末手 当支給の基準日の前6カ月以内の期間におい て議員報酬を停止され、その停止期間が期末 手当の支給の基準日まで継続しているとき又 は判決が確定していないときは、期末手当の 支給を停止するものであります。

第9条は、支給停止されていた議員報酬及 び期末手当の支給にかかわる規定で、刑事事 件について公訴を提起しない処分が行われた とき又は無罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬について支給する規定であります。

第10条及び第11条は、有罪判決が確定 した場合や刑事施設に収容されたときは、議 員報酬及び期末手当を支給しない規定であり ます。

第12条は、日割計算の算定方法の規定で あります。

第13条は、減額及び不支給の効力の規定 で、新たに選挙で再び議員の資格を得た場合 は、前任期中の減額等の効力は及ばない規定 であります。

第14条は、この条例に疑義が生じた場合は、議会運営委員会に諮り、その意見を尊重し、議長が決定する規定であります。

第15条は、条例に規定する以外のものの 委任規定であります。

最後に、この条例の適用については、公布 の日から施行するとしております。

以上、条例の内容について御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

〇議長(古舘繁夫君) これから、発議第6 号美幌町議会議員の議員報酬等の特例に関す る条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第20号

○議長(古舘繁夫君) 日程第7 報告第2 0号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報 告についてを議題とします。

職員に、報告書の「調査の結果」について のみ朗読させます。

○議事係長(水上修一君) 調査の結果。

平成23年3月11日に発生した東日本大 震災は、東北地方沿岸部を中心に2万人近く もの死者・行方不明者を出すなど、これまで に体験したことのない未曾有の大きな災害と なりました。

この東日本大震災を受け、国は平成23年 12月に防災基本計画が見直され、北海道に おいても平成24年6月に「北海道地域防災 計画」が見直されました。

このような中、当委員会では、本町の防災施策について、平成23年5月から調査を開始するとともに、先進地である旭川市、岐阜県笠松町、東京都国分寺市、東京都立川市の「立川防災館」等の視察調査を行い、協議を重ねてきたところである。

現在、本町において「美幌町地域防災計画」の見直し作業が進められていることから、当委員会の調査結果に基づく意見を提言するため、次のとおり意見の集約を見たので、ここに報告する。

1、被災状況シミュレーションに即した地域防災計画について。

本町で想定される災害としては、地震、火災、風水害、竜巻、大雪、噴火等が上げられるが、本町は幸いにして災害が少なく、大きな被害に至っていないため、日ごろから災害に対する危機意識が比較的希薄になっていると思われる。しかし、本町の地理的な条件から見ても、災害は常にあり得るという危機認識を強く持ち、緊急時には速やかに適切な対応ができるよう、日ごろから町民と一体となった防災体制の確立に向けた取り組みが極めて重要であり、災害の種類や発生時期に即応した地域防災計画の策定をすべきである。

2、初期防災における自助の徹底について。

地域防災計画の根本には、食糧品、飲料水、照明、通信機材等の日常における災害備蓄品の確保や支援者との連携など、町民にとって「初期防災はまず自助」を基本にして、地域防災計画の策定を図るとともに、避難所の位置及び対象区域を看板等で明示を図る必要がある。

特に、視察地の岐阜県笠松町で実施してお

りました、万が一の被災を想定し、各世帯では自助により3日分の食糧品を含めた備蓄品を準備することを徹底するとともに、大型店舗や地元商店街と災害備蓄品の調達に関する協定をさらに推進していただきたい。

3、冬期間における防災対策について。

防災対策は、災害時の被害を最小化する 「減災」の考え方を基本として、地域防災計 画の見直し項目を検討することは必要であ り、特に冬期間の防災対策は最重要課題であ る。

具体的には、避難場所及び避難経路の確保、避難路の除排雪、高齢者や障がい者、女性に配慮した避難所運営、暖房器具の整備や燃料の備蓄による防寒対策、停電時における非常用発電設備の設置、大雪による孤立した地区への情報通信手段の確保及び物資の輸送なども検討すべきである。

4、避難訓練について。

岐阜県笠松町で実施しておりました、災害 図上訓練(DIG)とコミュニティ安心マップの作成は、大きな成果を上げており、本町においても積極的に導入するべきである。

また、東京都国分寺市で実施されていた地域防災リーダーの養成講座を開設するなど、防災リーダーの養成について、本町でも自治会、自衛隊、消防、役場退職者等の防災経験者の協力体制により取り組むべきである。

5、避難所について。

洪水時に使用不能な避難所の変更など、現在指定されている避難所の合理的な再配置とともに、障がい者・要援護者等に配慮した福祉避難所(福祉機能の配備)の配置、避難所運営マニュアルの作成、地域内の民間施設を一時的避難場所として活用するなど、避難所全般について見直しを検討すべきであると考える。

6、井戸の利活用について。

旭川市の「防災井戸の設置」や東京都国分 寺市で実践されていた「むかしの井戸」など を参考にして、町内での現段階における地下 水の利用状況を調査し、断水や初期消火など の活用に加え、避難所付近に地下水を利用した防災井戸を整備するなど、積極的な地下水の利活用を図ることも必要である。

7、情報伝達手段の確保について。

大規模災害時の対応には、各自治会との協力を得ることは必要不可欠であることから、各自治会と行政等が連携した安全・安定した情報手段の確保に努めるべきである。

8、災害時要援護者避難支援制度について。

現在、希望者が申請書を提出して登録する、いわゆる「手挙げ方式」を採用しているが、この手挙げ方式では限界があるため、他自治体でも実施されているような要援護者本人に直接働きかけを行う「同意方式」や、個人情報保護条例における規定(目的外利用や会部提供が可能となるような手続)を踏まえ、平常時から関係機関等との情報を共有するなど、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、要援護者の把握に努められたい。

9、地域防災計画の周知について。

地域防災計画及び防災に関するパンフレットなど、町民に対する周知については、誰もが理解しやすい内容に配慮するとともに、高齢者や障がい者などに対する周知方法についても検討していただきたい。

現在、見直し作業が進められている、「美 幌町地域防災計画」は、今後の防災対策の重 要な位置づけとなることから、当委員会での 調査結果に基づく意見を提言するので、中・ 長期的な取り組みを示し、災害時に迅速・的 確に対処できる防災対策の確立に向けて、積 極的な取り組みを行っていただきたい。

○議長(古舘繁夫君) それでは、委員長より報告を求めます。

2番大江道男さん。

○2番(大江道男君) 〔登壇〕 調査の結果 につきまして、3点補足させていただきたい と思います。

1点目は、被災状況シミュレーションに即 した地域防災計画にかかわってであります。 具体的には、網走川や美幌川の氾濫、古梅 ダム決壊による洪水、地震や大雪に応じた避難方法など、北海道庁、近隣の大学・研究機関等の協力を得るなどして、災害状況シミュレーションに即した地域防災計画を策定していただきたいということであります。

2点目は、冬期間における防災対策についてであります。

去る11月27日には、暴風雪の影響によりまして、胆振西部を中心とした大規模停電が発生いたしました。災害対策本部における非常用電源の確保、各家庭での食糧、水、補助暖房の燃料の備えなど、道内の防災で弱点とされた冬の停電を再認識させられたところであります。ふだんから災害はあり得るという意識を持って、行政及び各家庭で備えを行っていただきたいということであります。

3点目は、避難訓練についてであります。 現在、冬期間の被災を想定した避難訓練を 実施されていないということから、全地域を 対象とした冬期間での避難訓練の実施を初 め、降雨並びに降雪時の訓練についても検討 していただきたいということであります。

また、全体を通して避難訓練への参加者が 少ないということから、各自治会を中心に、 子供から高齢者、障がい者などが避難訓練に 参加しやすい取り組みについても検討してい ただきたいということであります。

「みずからの命はみずからが守る」という 意識づけを、昨年発生いたしました東日本大 震災を教訓といたしまして、日々行うことが 環境的にも災害に強いまちづくりにつながっ ていくということであり、町民への啓発を怠 らず、努力を重ねられることを期待いたしま して、委員長としての口頭報告といたしま す

○議長(古舘繁夫君) 委員長報告に対して、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これで、委員長に対する質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査 結果報告を終わります。

◎日程第8 報告第21号

○議長(古舘繁夫君) 日程第8 報告第2 1号経済建設常任委員会事務調査結果報告に ついてを議題とします。

職員に、報告書の調査の結果についてのみ 朗読させます。

○庶務係長(那須清二君) 3、調査の結 果。

現在、国内においては東日本大震災による 原発事故やエネルギーの海外依存体質脱却な どから、エネルギー自給率向上とその安定化 を目指し、地球環境に対して負荷が少なく、 継続して利用でき、よりクリーンな自然界の エネルギーであるさまざまな再生可能エネル ギーの導入が、各地で検討・推進されている。

こうした中、美幌町においても1万へクタールの農地が食糧生産の供給基地であり、生産・加工が雇用の場であるように、河川、用水路、豊かな日照、広大な森林など自然エネルギーの生産・供給基地へと変貌する可能性を秘めている。

町は、平成19年2月に、「美幌町地域新エネルギービジョン」を策定し、太陽光発電、木質バイオマス、バイオディーゼル、クリーンエネルギー自動車及び普及啓発活動の5項目を重点プロジェクトとして位置づけ、平成27年度までに平成17年度比0.75%の CO_2 削減を目標に、再生可能エネルギーの導入を推進してきたが、その結果、平成23年度で既にこの目標値は達成することができた。

再生可能エネルギーのうち、小水力発電については、河川法の規制、送電網と需要先、 冬期間の凍結、落差と流量が適した場所な ど、課題が多く困難と見られていたが、国に おいて水利権等の許可制度の緩和の動きや、 補助金、導入促進制度、税制での支援制度の 拡充とともに、新たに再生可能エネルギーの 普及・拡大を目的として、平成24年7月からは固定価格買取制度がスタートするなど、 国の政策も変化してきており、導入の可能性 が見えてきている。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、エネルギー安定供給の確保と地球温暖化問題への対応を図るため、さらに再生可能エネルギーの導入を推進すべきであるとの考えから、浄水場における小水力発電の可能性について、道内外の先進地を視察・調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

神奈川県南足柄市では、未利用エネルギーの活用を図るため、平成20年度より矢倉沢 浄水場において、取水口からの落差を利用した小水力発電設備を導入している。

「地域新エネルギー等促進事業」により、 補助率50%の採択を受け、総事業費3,8 00万円でインライン型の発電システムを設置し、年間12万キロワットを発電している。電力は、浄水場内の内外照明、監視システム、送水ポンプ等に利用することで、買い入れ電力料金の低減を図り、余剰電力を東京電力へ売電し、水道事業の経営の効率化とともに、CO。の削減にも努めている。

導入後の実績では、1年間の使用電力量を 9割削減することができ、加えて売電による 収入(23万円)も得ている。

札幌市藻岩浄水場では、初代水力発電を昭和59年から直営で開始した。その後、平成19年からは民間との共同事業方式に切りかえ、年間発電量は約315万キロワットで、年間収支としては約1,250万円の経済効果を得ている。

共同事業方式のメリットとしては、民間の 専門技術により運用が可能であり、札幌市水 道局として技術者の専任が不要で、民間事業 者による設計・建設・維持の一括管理によ り、市としての初期投資が不要になり、ま た、支出額の平準化が図られる等が上げられ る。今後、新たに小水力発電を別の浄水場に 設置することも検討しているとのことであっ た。 以上のとおり、先進地も含め調査・検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

また、本委員会として、町内での地域資源 と再生可能エネルギーの可能性について調 査・研究する中で、「木質バイオマス」につ いても意見の集約を見たのであわせて報告す る

(1)日並浄水場における小水力発電の可能性について。

ア、小水力発電には、法令上の制約が多いが、日並浄水場は既に水利権の許可を得ており、新たな許可手続や必要な書類等は簡素化が図られるため、導入がしやすい。(従属発電)。

イ、浄水場の特性から、天候の影響やごみ の流入が少なく、水量が安定しており、小水 力発電に適している。

ウ、夜間の水道利用の減少が問題であったが、大口利用者に対する減免措置の創設により、給水量が増加し利用拡大が図られ、24時間安定した流量・水圧を確保できるようになってきている。

エ、浄水場内発電は、災害時における電源 確保に有効なため、より安定した電力の確保 が図られる。

オ、太陽光発電や風力発電と比較すると、 自然環境の変化に左右されずに昼夜、年間を 通して安定した電力を得ることができ、設備 利用率が太陽光の5倍から8倍と高く、売電 や自家消費に向いており、経済性にもすぐれ ている。

以上の理由により、浄水場内における小水 力発電は大変有効で、積極的に導入を推進す べきである。

(2)木質バイオマスについて。

本町の森林面積は2万7,0000ヘクタールと総面積の約62%を占め、ここで発生する追い上げ材、間伐材等は林地残材としてほとんどが利用されず、林地にそのまま廃棄、放置されているのが現状である。

しかし、これらの林地残材等は有効な資源

であって、熱量(LPガス)に換算して全世帯の4分の1以上を賄う熱量に相当し、近未来を考えると、少しでも原発や化石燃料に頼らない地域資源の有効活用による循環型社会の実現の上でも、町の政策として林業の活性化、雇用の創出、自然保護の面からも合理性があり、積極的に推進することを次のとおり提言する。

ア、ペレット産業の安定化を図る上でも、 公共施設で積極的に導入を推進し、ペレット 原価の抑制を図ることが必要である。

イ、家庭への普及については、地元でのペレット生産・配送・貯蔵・灰処理などのシステムづくりが必要である。

ウ、灯油との価格差解消のため、ペレット 使用量に対し助成をするなど、新たな補助制 度の創設も今後十分論議すべき課題の一つで ある。

以上のとおり、再生可能エネルギーの取り 組みとして、これら小水力発電や木質バイオ マスを公共施設において、率先して導入して いくことにより、町民に対する普及啓発と地 域の活性化にもつながることを強く指摘し、 委員会としての報告としたい。

○議長(古舘繁夫君) それでは、委員長より報告を求めます。

13番橋本博之さん。

○13番(橋本博之君) 経済建設常任委員会では、ただいまの委員会報告にあるとおり、浄水場における小水力発電の可能性について調査・検討する中で、美幌町の地域資源と再生エネルギーの可能性全般についても調査・研究をしてきましたので、その他の再生エネルギーについて、口頭にて報告いたします

太陽光発電について。

美幌町周辺は、北海道の中でも日照率が比較的多い地域であり、普及の可能性が高く、住宅リフォーム促進事業や住宅用太陽光発電システム設置モニター委託事業、さらには再生可能エネルギーの固定買取制度により、一般住宅については一層普及が進んでいる。

また、メガソーラーについても民間事業者の参入により、発電が実施されるところであるが、大規模な土地の確保が必要であり、利用されていない公共用地の活用など、さらなる普及の可能性についても検討を要する。

風力発電について。

大型発電は、NEDOの風況マップから美 幌峠付近で、6メートル毎秒以上の平均風速 があり有望であるが、国立公園内であるこ と、渡り鳥飛来経路、送電網、連絡道路など の整備が必要なことに加え、景観などの解決 すべき課題が多いと考える。

畜産バイオマス。

町内の農地面積に対して畜産業の比率は低く、ふん尿は堆肥化で、土壌に還元しているのが現状で、発電に至るほどの安定的な堆肥の確保が難しい。

また、先進地の視察については、先ほどの報告で説明したところでありますが、その他の先進地として特徴的な町をこの場で報告させていただきます。

山梨県都留市。

都留市は富士山からの水に恵まれ、明治時代から絹織物の動力源や水力発電も行われており、こうした歴史を参考に身近な水力でエネルギーをつくり、地域活性化しようと市民グループでつくる「都留市エネルギー研究会」が結成され、流量調査・発電実験を経て、市に対して政策提言をしている。

平成16年、市は、市制50周年のシンボルとして市内に開放型の木製水車を設置する。補助金のほか、住民参加型の公募債を活用することにより、景観や教育上の効果はもとより、生活環境の意識改革にも役立っている。今では3基の水車により、市役所使用電力の約8割の電力を賄っている。

高知県檮原町。

檮原町は、持続可能な地域づくりを目指した町政を展開しており、エネルギー・食糧とも自給率100%を超えた町として、暮らしと自然が共生できる循環型社会に取り組み、再生可能エネルギーでは風力発電、太陽光発

電、水力発電、地熱利用、間伐材のペレット 化など、さまざまな事業に取り組んでいる。

水力発電では、檮原川のわずか6メートルの落差を利用して発電を行っている。発電された電力は、昼は中学校に、夜は街路灯(82基)に使用し、土日の余剰電力は売電を行っている。年間発電量は262万キロワットとなっている。

带広市川西発電所。

農村地域の無電灯地帯解消目的で、昭和27年に稼働開始。後60年以上稼働し続けている、道内唯一農業協同組合が運営する発電所である。発電した電気は、現在は北電へ売電している。出力は、常時120キロワット、大きなメンテナンス、故障も60年間ほとんどないとのことである。退職農業者3人が管理人となり、1週間交代で寝泊まりで受け持っているとのことであった。

ニセコ町。

平成22年に緑の分権改革により、小河川にマイクロ水力発電についての実証実験を行っている。その後改良を加えながらも、現在も設置されているのを視察させてもらった。発電場所から需要のある場所との距離が遠いことや、定期的なメンテナンスが必要など、課題も多いとの説明があった。実用化に向けて、今後期待をしたい。

以上、当委員会の報告が浄水場における小水力の発電の推進の一助となるとともに、本町の再生エネルギーの発展に少しでも役立つことを期待して、委員長としての口頭報告とさせていただきます。

○議長(古舘繁夫君) 委員長報告に対して、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで、委員長に対 する質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会事務調査結果 報告を終わります。

> ◎日程第 9 認定第1号から 日程第14 認定第6号まで

○議長(古舘繁夫君) 日程第9 認定第1 号平成23年度美幌町一般会計歳入歳出決算 認定について、日程第10 認定第2号平成 23年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算認定について、日程第11 認定第3 号平成23年度美幌町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号平成23年度美幌町介護保険特別 会計歳入歳出決算認定について、日程第13

認定第5号平成23年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第6号平成23年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上、6件を一括議題とします。

この件につきましては、平成24年第7回 定例会において、一般会計等決算審査特別委 員会に付託しておりますので、その審査結果 報告書の「審査の結果」以降について、職員 に朗読させます。

○議事係長(水上修一君) 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席 を求めるなどして慎重に審査した結果、適正 に予算が執行された決算として認定すべきも のと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)一般会計全般について。

平成23年度一般会計決算及び同特別会計 決算について審査した結果、美幌町財政運営 計画の中長期視野に立ち、地方交付税や国庫 支出金・道支出金が落ち込む中で、徹底した 経費の節減、行政のスリム化を図りながら、 国の経済対策を積極的に活用するなど財政運 営に取り組んだ結果、町税の伸びもあり、実 質収支では9,186万4,000円の黒字と なった。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つである 実質公債費比率は、町債の新規発行抑制策と 公的資金補償金免除繰上償還の効果もあり、 地方債の発行に国の許可が必要とされる目標値の18%を大きく下回る13.9%となった。さらなる削減に期待するものである。

さらに町税における収納率は前年度より 0.4ポイント増の94.6%と、景気低迷が 続く中での職員の努力は大いに評価するもの であるが、一般会計全体における収入未済額 は1億7,146万2,000円となってい る。町民負担の公平性の観点からも収納対策 向上のため、収納体制の組織強化を検討され たい。

一方、地方交付税や国庫支出金・道支出金などの依存財源が大きく減少するなど、依然として財源確保は厳しい状況となつており、今後、社会保障制度や福祉施策に対する義務的経費の負担がますます増大されることから、なお一層の自主財源確保に向けた取り組みを推進されたい。

(2) 国民健康保険特別会計について。

国民健康保険は、医療技術の高度化等により、退職被保険者に係る医療費が前年度に比べて大きく伸びており、今後においてもこの 医療費の増加傾向は続くと想定される。

このため、町立国民健康保険病院及び町内 開業医との連携により、特定健診や各種検診 の受診者の拡大を図り、早期発見、早期治療 による医療費削減に積極的に取り組むことを 望むものである。あわせて、しゃきっとプラ ザなどの既存施設を活用し、被保険者の健康 増進のための対策を引き続き講じられたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による 少数意見の留保はない。

○議長(古舘繁夫君) 一般会計等決算審査 特別委員会委員長の報告を求めます。

8番岡本美代子さん。

○8番(岡本美代子君) 〔登壇〕 それでは、口頭報告を行いたいと思います。

まず1点目としまして、未収金対策についてです。

美幌町全体における未収金総額は3億7, 565万1,000円となっており、各種未 収金の収入確保に当たっては、町税等収納向 上対策本部において、統一基準日による一斉 催告の実施や情報交換などの取り組みによ り、収納向上に努力されていることは評価い たします。今後、収納対策向上のためにも早 急に債権管理条例や行政サービス制限などの 債権回収業務の一元管理に取り組むなど、全 庁挙げての組織強化に努められたい。

また、多様化・複雑化する日常業務がふえ ていることから、職員の資質向上のために専 門分野などの各種研修予算の充実についても 検討されたい。

2点目といたしまして、国民健康保険全般 についてです。

国民健康保険の退職被保険者に係る療養諸費が、前年度に比べて20.3%の増加となっており、今後も医療費の増加傾向は続くと考えられます。しかしながら、民生部を中心に一丸となって取り組んだ成果として、平成23年度における特定健診件数が平成22年度の973人から1,259人、受診率についても22.7%から30.3%、情報提供についても85件から330件と、大幅に向上していることについては評価したいと考えています。

日常的に介護を必要としない自立した健康 生活ができる期間を示す「健康寿命」が公表 されていますが、町民の「健康寿命」を少し でも長く伸ばすためにも行政と町民が一体と なった健康づくりに、一層の取り組みを期待 したいと考えています。

3点目、地域経済を取り巻く環境についてです。

審査意見には触れませんでしたが、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加における本町での影響額を試算した結果、単年度でも約308億円を超えることから、TPP協定阻止に向けて引き続き努力されたい。

また、本町の基幹産業である農業振興のための「てん菜作付奨励事業補助金」や地域活性化を図る「住宅リフォーム促進事業」などの継続に加え、新たな基幹産業を核とした雇

用創出の確保や新エネルギー施策など、積極的な地域振興策を推進されたい。

以上です。

○議長(古舘繁夫君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定と するものであります。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第15 認定第7号から日程第16 認定第8号まで

○議長(古舘繁夫君) 日程第15 認定第7号平成23年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第16 認定第8号平成23年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題とします。

この件につきましては、平成24年第7回 定例会において、企業会計決算審査特別委員 会に付託しておりますので、その審査結果報 告書の「審査の結果」以降について、職員に 朗読させます。

○事務局次長(荒井紀光子君) 3、審査の 結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席 を求めるなどして慎重に審査した結果、両会 計ともに適正に予算が執行された決算として 認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のと おり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1)水道事業会計について。

給水人口が年々減少していることに加え、 水道利用者の節水意識の向上に伴い、年間給 水量である有収水量は年々減少傾向にあるも のの、漏水箇所の早期発見、老朽管の修繕な どを行った結果、無収水量もまた大きく減少 したことから、有収率が前年度に引き続き増 加し、当年度も全道で最上位となっているこ とは評価に値する。

水道ビジョンに沿った経営と給水確保のための努力は認められるものの、給水人口の減少等に伴い、給水収益の減少傾向が顕著であるため、大口利用者対策を含め、引き続き給水収益の確保、増収を図られたい。また、有収率のさらなる向上を目指し、老朽管の更新を優先課題として取り組みを強化されたい。今後も無駄のない経営に努めるとともに、将来を「持続可能な水道を目指した運営・管理の強化」及び「安全・快適な給水の確保」のため、鋭意努力していただきたい。

(2)病院事業会計について。

入院、外来とも延べ患者数がわずかずつ減少しているものの、外来では新規の患者を含め実患者数が増加しており、手術数の増によって入院における医業収益が増加したことから、入院と外来を合わせた医業収益が前年度を上回る結果になったことを評価するとともに、職員一丸となった病院経営改善項目の推進に向けた努力を評価したい。

しかしながら、安定した病院経営が求められることから、目前に迫っている不採算地区病院に対する特別措置の打ち切りによる減収への対応を早急に取り組む必要がある。また、未収金の収納について、患者負担の公平を期すため、さらなる対策を講じていただきたい。

加えて、確実、安全な医療を提供するために医療機器の活用、町内開業医との病診連携・病病連携及び保健・福祉との連携を視野に入れた病院経営に、なお一層の努力を傾注されるととに、医療体制充実のため、引き続き医師確保に努められたい。今後とも地域の中核病院としての役割を果たすことを念頭

に、予防医療、在宅医療も視野に入れ、町民 のための町立病院を目指していただきたい。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による 少数意見の留保はない。

○議長(古舘繁夫君) 企業会計決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

6番松浦和浩さん。

○6番(松浦和浩君) 〔登壇〕 補足意見として、水道会計と病院会計について2本。

水道会計につきましては、審査意見でも触れておりますが、家庭用・業務用とも使用水量が前年度に比べ減少し、営業収益も前年度に比べ1.6%減少しているものの、経営全般において経費削減と利益確保に努力されていることを評価したい。しかしながら、収納対策にも引き続き努力されたい。

老朽管の更新については、生活道路の補修 と重なる部分が想定され、社会資本整備とし て多額の費用、時間が必要と判断するが、水 道管路整備事業に基づき年次的に取り組ま れ、将来に向けての水の安全と給水確保にさ らなる努力を望みたい。

また、書類の記載の鉛筆書き、訂正の仕方 に不備などが見受けられた。書類の整理、管 理等事務処理の適正化、統一化を図られた い

続きまして、病院事業会計についてであります。

人件費の効率を図るため、また余裕を持った医療体制を確立するため、常勤医師の確保に努められたい。

減価償却に係る帳簿の整備と管理、伝票の 記載に不備が見受けられた。事務処理の適正 化、統一化を図られたい。

未収金の収納を強化するため、徴収専門の 担当者の配置などを検討されたい。

最後になりますが、不納欠損処理を含め、 債権管理のためのルールづくりを検討された い。

以上、補足意見でございます。

○議長(古舘繁夫君) 委員長報告に対する

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定と するものであります。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。再開は、11時2 5分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長(古舘繁夫君) 休憩前に引き続き、 会議を開きます。

◎日程第17 承認第9号

○議長(古舘繁夫君) 日程第17 承認第 9号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) それでは、議案の8ページをお開きいただきたいと思います。

承認第9号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、 承認を求めるということで、次の9ページを お開きいただきたいと思います。

専決処分書。

衆議院議員総選挙に係る事務執行のため急 を要するので、地方自治法第179条第1項 の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成24年11月16日、美幌町長土谷耕

治。

記以下につきましては、次の11ページを ごらんいただきたいと思います。

平成24年度美幌町一般会計補正予算(第7号)について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、先ほど申 しましたとおり、衆議院議員総選挙の執行に 伴います補正予算でございます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億561万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明を申し上げますので、21ページをお開 きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、衆議院議員総選挙に係る費用といたしまして、今回補正を行うものでありまして、まずは衆議院議員選挙費といたしまして717万2,000円、また、選挙事務に従事する職員の時間外手当といたしまして430万3,000円の補正を行おうとするものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、19 ページにお戻り願いたいと思います。

今回の選挙費用について、すべて道からの 委託金に財源を求めるものでございまして、 1,147万5,000円の増額補正でござい ます。

以上、御説明申し上げましたので、よろし くお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定 しました。

◎日程第18 同意第4号

○議長(古舘繁夫君) 日程第18 同意第 4号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選 任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 町長。

〇町長(土谷耕治君) 同意第4号美幌町固 定資産評価審査委員会委員の選任について御 説明を申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員杉本義明 氏は、平成24年12月24日をもって任期 満了となるので、次の者を選任いたしたく、 地方税法第423条第3項の規定により、議 会の同意を求めるというものでございます。

記。住所、美幌町字大通北4丁目2番地の 8。氏名、菅原雅之さん。生年月日、昭和3 4年12月16日でございます。

固定資産評価審査委員会の委員は3名おりまして、このうち1名が任期満了ということで、後任の部分について議会の同意をいただきたいというものでございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしく お願いをいたしたいと思います。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号美幌町固定資産評価 審査委員会委員の選任についてを採決しま す

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定 しました。

◎日程第19 議案第52号

○議長(古舘繁夫君) 日程第19 議案第 52号美幌町税条例の一部を改正する条例制 定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 議案の23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

主な改正目的でございますけれども、本年度、町全体の減免規定について見直しを行ったところでありますが、その中で今回の美幌町税条例の減免規定につきまして、減免基準を明確化するため所要の条文改正及び文言を整理しようとするものでございます。

改正内容でありますけれども、まず一つ目といたしまして、減免規定の文言について、税目によって異なっているための減免することができるという文言に統一をしようとするもので、一つは町民税、固定資産税について、それぞれ「減免する」という規定がございますが、これらについて統一を図って「減免することができる」というふうに改めたいというものでございます。

次に、1番目の町民税でございますけれども、まず第44条第2項では、減免申請の申請期限を規定しておりますけれども、生活保護減免につきまして保護決定まで相当期間を要することから、新たに生活保護を受ける者について、申請のあった日以後に到来する納期分から適用させるため、例外規定を設けるものでございます。

次に、2番目の固定資産税でございますけ

れども、固定資産税につきましては、先ほど の減免規定のほかに生活困窮による減免対象 者規定の文言についても、税目により異なっ ているため統一を図るものでございまして、 生活保護法の規定による保護に改めようとす るものでございます。

また、さらに現規定では自然災害のみを対象にしていたものを、火災などによる人的災害についても対応するための改正を行おうとするものでございます。

次に、3点目の軽自動車税でございますけれども、自動車税の課税免除における身体障害者等の規定を準用し、道税と整合を図るための改正を行うものでございまして、具体的には歩行困難なもののほか、これは現規定でございます。これらをすべての身体・知的、あるいは精神障害者を対象とする改正をしようとするものでございます。

次、4点目でございますが、国民健康保険税についてであります。この関係につきましては、町民税と同様、生活保護の新たな保護を受ける方の例外規定を設けるものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日から適用をさせようとするものでございます。

なお、参考資料の2ページから4ページ に、新旧対照表を貼付しておりますので、御 参考にしていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第53号

〇議長(古舘繁夫君) 日程第20 議案第 53号美幌町手数料徴収条例等の一部を改正 する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 議案の24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号美幌町手数料徴収条例等の一 部を改正する条例制定について。

美幌町手数料徴収条例等の一部を改正する 条例を次のように制定しようとするというこ とで、改正内容につきましては参考資料で御 説明をいたしますので、参考資料の5ページ をお開きいただきたいと思います。

今回の改正目的でありますけれども、平成24年度は4年に一度というサイクルの中での使用料・手数料の見直しの年でございます。その見直し調査によりまして、各条例の徴収免除及び減免規定に公の扶助を受けているもの等の条文があり、その対象が不明確なことから、主にその文言整理を行うというものでございます。

改正内容でありますけれども、まず美幌町 手数料徴収条例の一部改正でございますが、 第4条第1号につきましては文言の整理でありまして、「公文書、図面の類」を「公文書 等」に改めるというもののほかに、これは新旧対照表6ページにございますけれども、に の扶助の関係ですけれども、この関係は第5号、これはその他町長が特別に必要と認めるものという規定でございます。これに包含をいたしまして、新4号といたしましてがます。 号、これは法的なものでございます。旧4号を、文言を整理いたしまして新3号に、ということの整理をしようとするものでございますが、 す。

次に、2番目にあります美幌町墓園等条例の一部改正、それから3番目の美幌町公共下水道受益者負担金等条例の一部改正、それから4点目の美幌町個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例の一部改正、この3点につきましては減免対象者の規定が不明確な現在は「公の扶助」、あるいは「公の生活扶助」となっておりますけれども、これらを統一をして、「生活保護法による保護」に改めようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からということでございます。

新旧対照表につきましては、6ページから 7ページに添付をしておりますので、御参考 にしていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号美幌町手数料徴収 条例等の一部を改正する条例制定についてを 採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第54号

○議長(古舘繁夫君) 日程第21 議案第54号美幌町集会室条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 議案の26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号美幌町集会室条例の一部を改 正する条例制定について。

美幌町集会室条例の一部を改正する条例を 次のように制定しようとするということで、 改正内容につきましては参考資料で御説明を いたしますので、参考資料の8ページをお開 きいただきたいと思います。

今回の改正目的でございますけれども、旧 釧路地方法務局美幌出張所を平成24年11 月7日所有権移転登記が完了いたしましたと ともに、今月の12月17日工事完成予定 で、今、改修工事を行っているところであり ますが、これらのことから現在のみなみまち 集会室として供用開始をすることに伴う、位 置(所在地)の変更改正でございます。

改正内容につきましては、みなみまち集会室の位置の改正ということで、現美幌町字東1条南3丁目10番地の2を美幌町字東1条南3丁目5番地の1に、位置を改めようとするものでございます。

施行日につきましては、平成25年1月1日でございます。

なお、9ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

7番上杉晃央さん。

○7番(上杉晃央君) ただいま17日に完成の予定ということで説明いただきましたけれども、この集会室を利用する関係自治会のほうには、完成後の施設の案内とかそんなようなこと、年内計画があるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 工期が17日完成ということで、現場のほうは一応の完成を見ているということでありますけれども、まだ検定はいたしておりません。検定後、我々もまだ見ていないので、早急に見たいと思っ

ておりますけれども、その後、そのようなことを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第54号美幌町集会室条例 の一部を改正する条例制定についてを採決し ます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第55号

○議長(古舘繁夫君) 日程第22 議案第 55号美幌町道路占用条例の一部を改正する 条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。 建設水道部長。

〇建設水道部長(磯野憲二君) 議案の27 ページをお開きください。

議案第55号美幌町道路占用条例の一部を 改正する条例制定についてを御説明申し上げ ます

美幌町道路占用条例の一部を改正する条例 を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の10ページをお開きください。

資料4 (議案第55号関係です)。

改正目的は、使用料及び手数料の見直しに 伴い、道路占用料について単価の改正を行う ものであります。

平成23年4月1日より改正されました道 の単価に準じて、本町も改正を行うものであ ります。 改正内容は、別表に規定する区分及び単価 の改正となりまして、内容については別紙の とおりであります。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番(松浦和浩君) 今の説明で道の単価 に準じるということで、北海道のほうが多分 下げたのかなと思うのですけれども、この理 由等があればちょっと御説明願いたい。

また、美幌町が下げるに当たって、入って くるお金がどのぐらい変わるのかだとか、そ の辺について若干質問いたします。

- 〇議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。
- **○建設水道部長(磯野憲二君)** まず道のほうは、先ほど言いましたように平成23年、 国と同じ形で4月1日より改正されております。

それで考え方なのですけれども、平成20年の見直しの中で従前17年にしましたけれども、国・道に準じた形で平成20年度からする形でやっておりまして、今回、国・道、地価の下落ということで平成23年4月1日より単価を改正しましたけれども、20年より平均公示価格も15.6%という形で減額になりまして、それに合わせた形で道の単価も今回減額されて、そのような形の部分で準じております。

主な占用物件は、北電とNTTの部分なのですけれども、減額の大まかな部分で約90万円ぐらい減額となります。

○議長(古舘繁夫君) 7番上杉晃央さん。 ○7番(上杉晃央君) 参考資料の11ページに、新たに旗ざおとか幕というのが、この中で改正後に定められることになりますけれども、この中に祭礼・縁日その他の催し物云々ということで書いてありますけれども、例えば単純な質問ですけれども、神社の祭典だとか、ふるさと祭りのいろいろなイベント 等でこういうものがあったら、新年度から新たにこれで言うと、日、1本10円だとかこういったような形で占用料金を徴収する対象となるのか、その辺についてお聞かせいただきたいのです。

〇議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) 今、事例で 申し上げられたほかにも商店街のいろいろな 部分もありますし、移動の部分もありますけ れども、基本的にこれは占用物件という形で 申請があれば、当然、占用料かかります。

なおかつ、町長の減免規定がありますので、内容の部分の公共公益的な部分については減免するということでなっていますので、今のところ新しくなったとしても、検討するとしても、多分そういう部分の中で減免規定を利用することになると思います。

TPPの関係の旗のやつもちょっと言われたのですけれども、そういう部分についても申請があれば、本来的には占用になるのですけれども、公益的な部分という中で、町長が減免をするという形になると思います。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第55号美幌町道路占用条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、1時30分 といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(古舘繁夫君) 休憩前に引き続き、 会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開きましたので、副委員長から、その結果について報告を 求めます。

11番大原昇さん。

〇11番(大原 昇君) 休憩中に議会運営 委員会を開催いたしましたので、その内容に ついて報告いたします。

議案審議が円滑に進んでいることから、日 程第23 議案第56号の次に、第3日目に 予定しておりました議案第57号から議案第64号までの議案8件、陳情第2号、報告第22号から報告第25号までの報告4件、閉会中の継続調査について、以上の日程をお手元に配付した日程追加事件といたしまして、本日の日程に追加することといたしたい旨であります。

なお、本定例会に付議された全ての案件を 本日、第2日目で審議することになりますの で、会期は当初の3日間から2日間へ変更と いたします。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いいたしまして、議会運営委員会としての報告をいたします。

◎追加日程の議決

○議長(古舘繁夫君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会副委員長から報告のあったとおり、日程第23 議案第56号 美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についての次に、議案第57号平成24年 度美幌町一般会計補正予算(第8号)について、議案第58号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第59号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第61号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について、議案第61号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について、議案第62号平成24年度美幌町個別排水処理特別 会計補正予算(第1号)について、議案第6 3号平成24年度美幌町水道事業会計補正予 算(第1号)について、議案第64号平成2 4年度美幌町病院事業会計補正予算(第1 号)について、陳情第2号東町集会室の建て 替えに関する陳情について、報告第22号専 決処分の報告について、報告第23号定期監 査報告について、報告第24号財政援助団体 監査報告について、報告第25号例月出納検 査報告について及び閉会中の継続調査につい てを日程に追加し、追加日程第1から第14 までとし、それぞれ議題にしたいと思います が、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から第64号まで、陳情第2号、報告第22号から第25号まで及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第14までとし、それぞれ議題とすることに決定しました。

◎日程第23 議案第56号

○議長(古舘繁夫君) 日程第23 議案第56号美幌町普通河川条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。 建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) 議案の29 ページをお開きください。

議案第56号美幌町普通河川条例の一部を 改正する条例制定についてを御説明申し上げ ます。

美幌町普通河川条例の一部を改正する条例 を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明 いたしますので、参考資料の15ページをお 開きください。

資料5 (議案第56号関係)。

改正目的は、使用料及び手数料の見直しに 伴い、普通河川の土地占用料について単価の 改正を行うものです。 平成24年4月1日に改正されました道の 単価に準じて改正を行うものであります。

改正内容は、別表に規定する流水占用料、 土地占用料、土地採取料その他の河川産出物 採取料について、区分及び単価の改正となり まして、内容については別紙のとおりであり ます。

施行日は、平成25年4月1日です。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願い申し上げます。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めま す。

これから、議案第56号美幌町普通河川条 例の一部を改正する条例制定についてを採決 します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 議案第57号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第1 議案 第57号平成24年度美幌町一般会計補正予 算(第8号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 議案の33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号平成24年度美幌町一般会計 補正予算(第8号)について御説明を申し上 げます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算 (第8号) は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ845万1,000円を減額し、歳 入歳出それぞれ95億9,716万5,000 円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2 表、債務負担行為補正」で御説明を申し上げ ます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表、地方 債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、議案の37ページをお開きいた だきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正について御説明 を申し上げます。

事項といたしましては、庁舎オルフィス借上料、これは本庁舎2階に設置しております印刷機でございますが、平成19年4月からリースをしているものでございます。耐用年数は7年、もしくは600万枚となっておりますが、11月19日現在で613万枚ということで、枚数的に耐用を上回っております。そのような中で、特に今年度に入ってから紙詰まり等の故障が頻繁に発生いたしまして、業務に支障を来しておるということから、今回補正により更新をお願いしたいというものでございます。

今までと同様5年リースでの導入ということで、期間につきましては平成24年度から平成29年度、限度額につきましては548万7,000円ということでございます。

それでは、次に地方債の補正でございます。議案の38ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債補正について御説明を申し 上げます。

起債の目的であります。

まず、リサイクルセンター施設整備事業4 0万円の減額補正でございますけれども、こ の事業につきましては、その他プラスチック の減容機の更新でありまして、入札減に伴い ます減額でございます。 それから、次の食料供給基盤強化特別対策 事業、公営住宅灯油集中供給設備改修事業、 埋蔵文化財発掘調査事業、文化ホール整備事 業これらにつきまして、まず最初に、一番最 後の文化ホール整備事業でございますが、こ の事業に対しましては地域づくり総合交付 金、これは道単の補助金でございますけれど も、昨年度に引き続き満度の1億円が交付決 定されたことによります減額、さらにはこの 4本の事業についてでございますが、いずれ も交付税措置のない地方債でございます。

そのような中で、今回、普通交付税の決定、あるいは繰越金の予算化に伴いまして、今回財源調整が可能になったということから、全て発行を減額し、いわゆる新発債、新しい起債の発行を抑制をして後年度の負担を軽減をさせようということから、全て全額減額をしようとするものでございます。

その次の臨時財政対策債でございますが、 これは交付税にかわる起債でございますけれ ども、限度額が変更になったことによる減額 ということで、460万円の減額補正でござ います。

最後の道路橋梁施設災害復旧事業でございますが、この事業につきましては、町道第25号道路の鶺鴒橋について、補助災害の復旧事業として認定になったことから、補助裏であります部分について充当率100%、交付税措置95%の地方債を補正をしようとするものでございます。

このことによりまして、地方債の合計は補 正前7億6,970万円から、補正後5億6, 260万円になるものでございます。

それでは、次に、歳出を御説明いたしますので、議案の49ページをお開き願いたいと思います。

歳出の主な補正理由でございますけれども、年末における実績を踏まえまして、執行 見込みの整理を行おうとするものでございますが、それ以外の補正について御説明を申し 上げます。

まず、中ほどの総務費の一般管理費、臨時

職員共済費等8万5,000円の増額でございますが、東日本大震災に係る公務災害の給付金などに充てる特別負担金が増額となったものでございます。

次の事務機器等借上料28万8,000円の増額でありますが、先ほど債務負担行為補正で御説明をいたしました庁舎の印刷機の借上料の24年度分といたしまして、25年1月から3月までの3カ月分について増額補正をしようとするものでございます。

次の庁舎管理事業の社会保険料等2,00 0円でございますが、この後、各費目におい て社会保険料等の増額補正がございますが、 この件に関しましては、保険料の改定による ものでございます。

次の企画費、積立金77万円の増額でございますが、8月27日から11月9日までに御寄附をいただきましたふるさと寄附金、37件分に係るふるさとづくり基金積立金でございます。

次の生活バス路線維持事業の修繕料52万8,000円の増額でございますが、町営バス報徳線の修繕料の増額でございます。

次の生活バス路線運行維持費補助金48万円の増額補正につきましては、実績による増額でございます。

先ほど、起債の地方債の中でリサイクルセンターの施設整備事業の内容で、その他プラスチックの減容機と申し上げましたが、ちょっと修正させていただきたいと思います。正確にはペットボトルの減容機でございます。失礼いたしました。

次に、議案の51ページをお開きいただき たいと思います。

財政調整基金積立金でございますが、2,231万2,000円の増額でございます。まず9月26日、東1条南4丁目1番地にお住まいの大谷啓子様から、公共施設整備に役立ててほしいと100万円の御寄附をいただきました。また、今回の財源調整で公共施設整備基金へ2,131万2,000円を積み立てをしようとするもので、トータルで2,2

31万2,000円を増額しようとするもの でございます。

公共施設整備基金の積立金の考え方といた しましては、病院の医療機器更新分の一般会 計からの繰り出し分につきまして、将来にわ たる負担分を積み立てをしようとするものと いう考え方でございます。

次、中ほどになりますが、民生費、社会福祉総務費の積立金であります。40万円の増額でございますが、2点ございます。1点は9月22日、社会医療法人恵和会チャリティーゴルフコンペ並びに懇親会参加者一同様から、社会福祉に役立ててほしいと10万円の御寄附をいただいたものと、10月28日、松緑神道大和山美幌支部支部長、永澤則次様から、しゃきっとプラザの施設整備に役立ててほしいと30万円の御寄附をいただきましたので、福祉基金へ積み立てをしようとするものでございます。

次の国民健康保険特別会計繰出金150万円の増額でございますが、これにつきましては2点ございます。まず1点は、出産育児一時金に係る繰出金の増ということで、出産の件数が見込み35件が42件にふえたということによる繰出金の増、それから国民健康保険特別会計の関係で人事異動に伴う人件費の減が46万円の減ということでございます。

次に、高齢者福祉費の一般事務費の臨時職員賃金64万2,000円の増額補正でございますけれども、9月1日の人事異動に伴いまして、高齢者福祉担当の職員が1名減となりました。業務多忙の中、臨時職員を3月まで雇用するということで64万2,000円の増額をしたいというものでございます。

次、53ページをお開き願いたいと思いま す。

一番上段にあります後期高齢者医療費の減 ということで、療養給付費負担金1,118 万1,000円の減額補正でございますが、 これにつきましては平成23年度分の精算で ございます。

次に、後段のほうになりますが、児童福祉

費の保育園費、施設維持管理事業の中の修繕料17万5,000円の増額でございますけれども、東陽保育園の避難誘導灯の経年劣化によるふぐあいから、3台の更新をしようとする増額補正でございます。

次の55ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生総務費の中の補助金、病院事業会計補助金79万7,000円の増額でありますが、これにつきましては病院事業会計への児童手当の増と医師等の研修費の増額分でございます。

その次、清掃費でありますけれども、工事請負費、リサイクルセンターペットボトル減容機整備工事の48万3,000円の減額補正は、入札執行残によるものでございます。

次に、農林水産業費、農業振興費のエゾシカ対策事業、農作物獣害対策事業補助金30万1,000円の減額でございますが、駆除数の減ということで350頭を見込んでおりましたけれども、実績が247頭になったことによる減額でございます。

次、57ページをお開きいただきたいと思 います。

林業費、林業総務費の林業推進事業費の増、積立金169万6,000円でございますが、これにつきましてはまず森林整備協定による寄附金といたしまして、9月18日、コープさっぽろ様から18万8,071円の御寄附をいただいたこと、それから同じく10月24日、株式会社宮田建設様から33万3,000円をいただいたこと、ほかによる増額。さらには、9月6日、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から200万円を御寄附をいただいたもののうち、森林整備にということで117万4,000円を、未来への森林づくり基金へ積み立てるものでございます。

次の町有林造林事業費の増、土地購入費252万6,000円の増額でございますが、企業の森と森林整備に係る山林購入費用でありまして、詳細につきましては、後ほど経済

部長から御説明があります。

次に、土木費でございます。道路橋梁維持管理事業費の光熱水費119万5,000円の増額でございます。これにつきましては、電気料金に当面の間ということで、再生可能エネルギー発電促進賦課金、さらには太陽光発電促進賦課金が創設されたことにより、特に電気料金の予算規模が大きい街路灯について予算不足となる見込みであることから、今回増額補正をしたいというものでございます。

次の修繕料415万円でありますけれども、この内訳につきましては、日の出地区の 冠水対策として425号、412号道路、通 称あけぼの通りと448号道路、これは学園 通りの北側になりますけれども、雨水排水管 の設置、あるいは布設がえ、さらには本年の 降雨量日が多かったことによります道路及び 附帯施設の修繕が、見込みよりもふえたこと による増額をしたいというものでございま す。

次の59ページをお開きいただきたいと思います。

消防費でありますけれども、美幌・津別広域事務組合負担金として53万8,000円の増額であります。これにつきましては、人事異動に伴う人件費の増及び団員の増ということで、見込みから3名の団員がふえたことによる被服費等の増額でございます。

このページ、一番下になりますけれども、 教育費の中学校費、学校管理費の修繕料42 万3,000円の増額補正でありますが、美 幌中学校の消防設備について、点検によりま して発覚した蓄電池の交換等について、修繕 等を行うための増額補正でございます。

次、61ページでございます。

社会教育施設費、上から2段目になります。修繕料22万2,000円増額補正でございますが、マナビティーセンター受電装置における高圧交流負荷開閉器の動作不良による交換のため増額をしたいというものでございます。

次の段、図書館費、活動促進事業の消耗品費10万円の増額でございますが、10月9日、網走地方法人会美幌支部、支部長、長岡敬幸様から、社会貢献事業の一環といたしまして図書館の蔵書充実に役立ててほしいと10万円の御寄附をいただいたもので、図書を購入しようとするものでございます。

次、博物館費の博物館運営事業、原材料費82万6,000円の増額でございます。これにつきましては、10月24日、東京都にお住まいの栁瀬俊泰様から、絵画を5点寄贈いただきました。その絵画の額縁を先ほど林業費で御説明いたしました、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から御寄附をいただいた200万円のうち、82万6,000円を額縁購入費に充当しようとするものでございます。

次、一番下の段になりますが、保健体育 費、体育施設費の修繕料210万円の増額で ございます。これにつきましては、あさひ体 育センターの暖房機の老朽化による異常箇所 が指摘されたことにより更新するものであり まして、現在の暖房機、ボイラーでございま すけれども、62年に設置したものでありま す。体育センターは2基のボイラーで暖房を 賄っておりますけれども、1基は既に更新済 みでありまして、最後の1基を今回更新をし ようとするものでございます。参考までに、 耐用年数15年のところ25年を使用してい るものでございます。

次に、63ページをお開きいただきたいと思います。

公債費でございます。

元金の償還金利子及び割引料ということで、49万1,000円の増額でございますが、これにつきましては平成13年度債が10年後の利率見直しということで、契約上10年後に見直しをするという契約になってございます。10年を経過いたしまして、今回の見直しによりまして元利の内訳が変更になったことによりまして、平成24年度の元金償還額が増額となることによる増額補正で

ございます。

次の利子1,111万円の減額補正でございますが、同じく23年度債の見直しによるものと、元金と同じ内容によります減額補正でございます。

次、職員給与費の期末・勤勉手当60万円 の増額につきましては、人事異動に伴います 会計間の増減による増額補正でございます。

次、一番下の段になります。災害復旧費であります。道路橋梁災害復旧事業費ということで244万1,000円の増額でございます。消耗品につきましては工事雑費ということで工事費の1.5%分、それから工事請負費ということで、これは先ほど地方債で御説明いたしました第25号道路鶺鴒橋の災害復旧工事でございまして、240万5,000円の工事請負費でございます。

工事請負費の詳細につきましては、後ほど 建設水道部長から説明があります。

それでは、歳入を御説明いたしますので、 議案の43ページにお戻り願いたいと思いま す。

2段目になります地方交付税の増、1億5,094万9,000円でございます。これは普通交付税の決定に伴う増額でございまして、対前年6,421万2,000円の増の今年度の普通交付税は38億9,094万9,00円となったところでございます。

次の保育料負担金の減585万9,000 円の減でございますけれども、入所人数の減 ということで、見込み120名から104名 に、16名減少したということでございま す。

このページ、一番下になります国庫支出金、道路橋梁施設災害復旧事業補助金192万3,000円につきましては、歳出で先ほど御説明いたしました補助災害復旧事業費の国庫補助金でございまして、補助率は80%であります。

次の45ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目、地域づくり総合交付金7万

円でございますが、これにつきましてはエゾシカ緊急対策事業で捕獲奨励金の町負担額のうち、8割の特別交付税措置を除く2割について、道単の交付金が交付決定されたものでございます。

次の地域づくり総合交付金1億円の増額につきましては、文化ホール整備事業に対しまして、昨年度に引き続き年間限度額であります1億円が交付決定されたものでございます。

次の物品売払代の増65万5,000円につきましては、和牛まつり用肥育牛1頭分の売払代でございます。

次、寄附金であります。

一般寄附金100万円の増額でございますが、9月26日、東1条南4丁目1番地にお住まいの大谷啓子様から御寄附をいただいたものでございます。

ふるさと寄附金の増277万円につきましては、8月27日から11月9日にかけまして38件のふるさと寄附金の分でございます。

社会福祉費寄附金の増40万円につきましては、先ほども御説明いたしましたが、一つには、9月22日の社会医療法人恵和会様からの分と、10月28日、大和山様からの御寄附の分でございます。

図書費寄附金につきましても先ほど御説明 いたしました網走地方法人会美幌支部様から の分でございます。

林業費寄附金の増につきましては、先ほども御説明しましたコープさっぽろ様からの寄附と、株式会社宮田建設様からの御寄附の森林整備協定による寄附金分でございます。

基金繰入金、財政調整基金繰入金の減1億512万1,000円の減額補正につきましては、今回の財源調整をするものでございまして、このことによりまして年度末の財政調整基金の残高は、8億9,662万6,000円となる見込みでございます。

次の未来への森林づくり基金繰入金の増2 52万6,000円につきましては、歳出の 林業費で御説明いたしました町有林土地購入 費の財源を本基金に求めるものでございまし て、この結果、年度末における基金残高は 1,626万1,000円となる見込みでござ います。

一番下の段になります。前年度繰越金の増 4,012万7,000円につきましては、今 回、前年度繰越金を全額予算化するものでご ざいます。

次、47ページをお開きください。

上から2行目になります震災復旧事業職員派遣負担金903万円の増額でございますけれども、平成24年3月7日付で宮城県山元町との協定による本町派遣職員の給与、手当、共済費、あるいは赴任旅費等の経費を山元町が負担するものでございまして、ちなみに山元町は特別交付税で全額措置をされるものでございます。

次、町債でございます。

町債につきましては、先ほど地方債でも御説明いたしましたが、特に農業債、住宅債、あるいは社会教育債におきまして、文化ホールの地域づくり総合交付金の1億円を除きまして、それ以外の起債につきましては交付税措置のない起債でありますので、この発行を見送りまして、本年度の財政調整により賄うこととしたものでございます。

一番最後になります道路橋梁施設災害復旧事業40万円の増額は、歳出で御説明いたしました25号道路鶺鴒橋の災害復旧事業の補助金80%分の残りを起債に求めるものでございまして、充当率は100%、交付税措置が元利の95%が措置されるものでございます。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いいたします。

〇議長(古舘繁夫君) 経済部長。

〇経済部長(高木恵一君) 議案書の57 ページの中ほどにございます町有林造林事業 費の土地購入費252万6,000円の購入 予定地につきまして、参考資料により御説明 申し上げます。 参考資料の22ページをお開きいただきた いというふうに思います。

資料6、町有林造林事業でございますけれども、当町におきましては平成20年度より企業及び団体並びに個人の皆様から寄附をいただきながら、企業の森の植林を行ってきております。購入予定地の場所につきましては、国道243号線を美幌峠に向かいまして左側、豊富町道860号道路に隣接する位置にございます。次年度以降の植林用地を参考図上段が、現在植林を行っております豊富町有林、約55ヘクタールに隣接いたしております。中段の購入予定地と記載しております伐採跡地の古梅518番地の6外3筆、地目山林、合計地積25万2,573平方メートルを新たに購入しようとするものでございます。

なお、購入単価につきましては、1平方 メートル当たり10円を見込んでいるところ でございます。

これによりまして、現有豊富町有林55へ クタールと字境を接する25へクタールの古 梅用地を新たに購入して、合計80ヘクター ルを一括管理していくものでございます。

財源につきましては、未来への森林づくり 基金から繰り入れするものでございます。

なお、現時点におけます次年度以降に見込まれます植林面積は、2団体で、5年間で20~クタール、1団体及び1個人で4~クタールの合計24~クタールが、既に見込まれております。

以上、参考資料の説明をさせていただきま した。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。
- **〇建設水道部長(磯野憲二君)** 引き続きまして、参考資料の24ページをお開きください。

資料7、道路橋梁災害復旧事業について御 説明申し上げます。

図面の右下の災害復旧箇所は、豊岡の長野 様住宅の地先であります。道道北見端野美幌 線に沿って流れる木禽川にかかる町道25号 道路、第12号橋鶺鴒橋であります。

本年7月31日から8月1日にかけましての豪雨により、木禽川水路部の護岸を越えました被災水位により、橋梁の上下流の自然護岸部に浸食が発生したために、護岸裏の地盤の乱れにより橋梁区間まで波及したことにより被災したものであります。

復旧方法は、既設護岸の原形復旧で、既設連節ブロックの布設がえを行います。復旧延長は28.4メートル、左岸・右岸連節ブロック、布設がえ面積は234平米であります。

特定財源充当内訳につきましては、記載のとおりであります。

工事は、上下流の区間の北海道建設管理部で発注いたします災害復旧工事と調整しまして、同時施工となります。本工事は契約を年内に、着手は年明け1月、完成は3月の予定であります。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

10番宗像密琇さん。

○10番(宗像密琇君) 申しわけないのですけれども、先ほど説明いただいたのですけれども、ちょっと聞き漏らしました。

57ページの道路橋梁のところの光熱水費 の説明をもう一度、ゆっくり説明していただ ければありがたいと思うのですが。

- 〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。
- ○総務部長(平井雄二君) 電気料金の増額 ということでございますけれども、まず1点 は、再生可能エネルギー発電促進賦課金とい うものができたということがまず1点。それ から、太陽光発電に関しまして、太陽光発電 促進賦課金というものがまた創設されたとい うことで、結局、電気料金が上がったという ことでございます。

今回、補正をいたします理由といたしましては、街路灯の分でございます。街路灯は電気料金が、街路灯の本数がかなり多いという

ことで、予算総額自体が大きいものですから、今回の改正、大きな改正ではないのですけれども、総額が大きいので、このままでいきますと予算不足になるということで、今回119万5,000円を補正願いたいというものでございます。

この料金は、一般家庭につきましても同じように増額になっているので、公共施設全てが増額になるわけでありますが、ほかの施設、電気料金につきましては予算の中でやりくりがつくということで、今回この街路灯についてのみ増額補正をさせていただきたいというものでございます。

〇議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。

〇建設水道部長(磯野憲二君) 防犯灯と街 路灯は、定額の電気料となっております。他 の施設については、電力積算計によりまし て、それぞれ節電の効果によって、それぞれ 流量の部分で金額が出ますけれども、街路灯 と防犯灯は定額という形で決まった中に、今 回創設されました賦課金によりまして、節電 はそれぞれうちのほうの関係内で1,475 灯ありますけれども、うち電気を消している のが36灯ありまして、3万1,400キロ ワットの節電で約50万円の節電効果があり ますけれども、それがあったとしても積算計 のついている部分のもので、防犯灯だとか街 路灯の部分の定額の電気料のかかわりについ ては、今回この部分の創設された部分が当初 見込みよりもふえてきたという実情であっ て、今回補正させていただきました。

以上です。

O議長(古舘繁夫君)10番宗像密琇さん。

○10番(宗像密琇君) 再生エネルギーの 部分と太陽光のエネルギーの部分が、ちょっ とわかりづらかったものですから、新しく創 設されたということはわかるのですけれど も、どのようにそれを活用できるのかという ことをもうちょっとわかりやすく、説明して ください。

〇議長(古舘繁夫君) 建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) これは再生 エネルギーの部分については、その部分で電 力の料金にそれも賦課させて、再生エネル ギーを活用しようというか、普及しようとい う意図のもとで今年の法律に基づいて、こと しの4月から賦課されるようになりました。

もともと電気料金につきましては、差益の 関係の部分で燃料費の調整単価もあります し、従前の太陽光の発電促進賦課金もありま した。そのプラス今回再生エネルギーの部分 のそういうことを普及させる意味で、それを 電気料金に賦課した中で調整するというか、 その部分でなるという形になっておりますの で、その部分がことしの7月から賦課された という形になっております。

O議長(古舘繁夫君)10番宗像密琇さん。

○10番(宗像密琇君) 活用でなくて、よく理解できました。ありがとうございます。 ○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第57号平成24年度美幌 町一般会計補正予算(第8号)についてを採 決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第58号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第2 議案 第58号平成24年度美幌町国民健康保険特 別会計補正予算(第2号)についてを議題と します。

直ちに提案理由の説明を求めます。 民生部長。 〇民生部長(馬場博美君)議案の67ページをお開き願います。

議案第58号平成24年度美幌町国民健康 保険特別会計補正予算(第2号)について御 説明申し上げます。

今回の補正つきましては、人事異動による 各会計間の異動等に伴う人件費及び出産一時 金の補正を行おうとするものでございます。

平成24年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、歳入歳出それぞれ29億4,055万2,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明申し上げます。

77ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

77ページの一般事務費92万1,000 円の減額につきましては、職員の人事異動に よる各会計間の異動等に伴う減額補正であり ます。

その下の負担金の出産育児一時金294万円の増につきましては、当初35件から決算見込みによります42件で、7件増によるものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。 75ページをお開き願います。(発言する 者あり)

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いいたします。

〇議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号平成24年度美幌 町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを採決します。 この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第59号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第3 議案 第59号平成24年度美幌町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)についてを議題 とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

〇民生部長(馬場博美君)81ページをお開き願います。

議案第59号平成24年度美幌町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第1号)について 御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢市町村保険料等の負担金の増額を行おうとするものでございます。

平成24年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,061万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明申し上げます。

- 91ページをお開き願います。
- 3、歳出について御説明申し上げます。

上から2段目の後期高齢者医療広域連合市町村事務費負担金107万円の減につきましては、23年度事務費負担金の額の確定による減額でございます。

その下の後期高齢者医療広域連合市町村保 険料等負担金866万4,000円の増につ きましては、被保険者数、当初3,292人から決算見込みで3,398人の106人の増額になったことで845万6,000円の増であります。そのほか保険料軽減分の平成24年度保険基盤安定負担金の確定に伴い20万8,000円の増額、合わせて増額するものでございます。

歳出は以上でございます。

歳入ついて御説明申し上げます。

89ページをお開き願います。

2、歳入について御説明申し上げます。

89ページの一番上の現年度分特別徴収保 険料455万7,000円の増。その下の現 年度分普通徴収保険料394万2,000円 の増につきましては、歳出で御説明申し上げ ましたとおり、被保険者数の増額によるもの でございます。

一つ飛んで、事務費繰入金につきましても 先ほど歳出で御説明申し上げました事務費負 担金の確定による増額であります。

それ以外の補正につきましては、歳出に伴 う補正でございます。

以上御説明申し上げました。よろしくお願 いいたします。

○議長(古舘繁夫君) これから、質疑を 行います。

6番松浦和浩さん。

○6番(松浦和浩君) 今、人数間違ったら 困るのですけれども、91ページの後期高齢 保険の人数なのですけれども、106人プラ スということなのですけれども、これ当初春 からの人数からの想定が変わったのか、どう いう現象起きたのか、ちょっとお願いしま す。

〇議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長(馬場博美君) この件につきましては、当初、前年度において積算してございます。前年度の実績に基づいて、連合会から来る数字で積算してございます。それで当初3,292人ということで、実際の賦課決定することによって3,398人の106人の増になったことに伴って今回補正するもの

でございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長(馬場博美君) ふえた理由の原因でありますけれども、前年の実績に応じて国保連合会から見た数字で、本年度当初計算します。それで実際の過去の例から見ますと、後期高齢者になった人数が非常に伸びてきていますので、そのことによって75歳以上の方が加入されたということであります。そういうことで、国保連合会の数字をもとにして積算しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第59号平成24年度美幌 町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案第60号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第4 議案 第60号平成24年度美幌町介護保険特別会 計補正予算(第2号)についてを議題としま す

直ちに提案理由の説明を求めます。 民生部長。

○民生部長(馬場博美君) 議案の93ページをお開き願います。

議案第60号平成24年度美幌町介護保険 特別会計補正予算(第2号)について御説明 申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険料の

減額、人事異動による各会計間の異動に伴う 人件費の減額及び保険給付費等の増額を行お うとするものでございます。

平成24年度美幌町の介護保険特別会計補 正予算(第2号)は、次に定めるところによ るものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億6,333万2,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明申し上げます。

- 105ページをお開き願います。
- 3、歳出について御説明申し上げます。

1 0 5 ページの一般事務費 5 7 7 万 5, 0 0 0 円の減につきましては、人事異動等によるものでございます。

一つ飛んで、各種委員会報酬62万円の増につきましては、介護認定調査員の新規の介護認定者数の増、その下の手数料32万5,000円の増につきましても介護認定審査に係る種々意見書の増額によるものでございます。

次に、107ページをお開き願います。

一番上の高額介護サービス費328万6,000円の増につきましては、当初の件数が2,300件から執行見込みによります2,400件で、100件増によるものでございます。その下の特定入所者介護サービス費2,680万1,000円の増につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護の食費についてまず1点であります。食費の件数、当初2,116件から執行見込みで2,345件、差し引き229件の増によりますことが1点。それと居住費、当初267件から執行見込みによります1,223件で、956件増による補正であります。

109ページをお開き願いたいと思います。

介護保険基金積立金1,835万2,000

円の減額につきましては、保険給付費及び保 険料の減額に伴い補正するものでございま す。

歳出は以上でございます。

歳入について御説明申し上げます。

- 101ページをお開き願います。
- 2、歳入について御説明いたします。

一番上の普通徴収保険料268万5,00 0円の減、特別徴収3,091万4,000円 の減額につきましては、私は予算当初、新年 度、説明時において介護保険事業計画の平成 24年度から26年度までの第5期介護保険 事業計画に基づき予算計上すると申し上げま したが、平成24年度の今回の保険料の額に つきましては、介護保険基金を繰り入れした 保険料、本来ならば基準月額保険料3,70 0円で計上すべきのところ、介護保険基金を 繰り入れしない保険料、基準保険料額、月額 4,160円でありますけれども、このこと で計上したことに伴い減額するものと、今回 24年度の介護保険料の実績見込みによる減 額でございます。

その下の介護給付費負担金602万2,000円の増から介護給付費の負担金376万6,000円までにつきましては、歳出の保険給付費の増額に伴い今回増額補正するものでございます。

その下の一般会計繰入金482万8,00 0円の減につきましては、今回の補正に伴い 一般会計繰入金を減額するものでございま す。

一番下の介護保険基金繰入金1,287万円の増につきましては、今回の財源を基金から繰り入れするものでございます。

なお、平成24年度基金の残高につきましては、8,092万円の見込みでございます

103ページをお開き願います。

前年度繰越金867万7,000円の増に つきましては、今回の歳出の財源を前年度繰 越金の金額すべてを充当するものでございま す。 以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いします。

〇議長(古舘繁夫君) これから質疑を行います。

5番中嶋すみ江さん。

○5番(中嶋すみ江君) 107ページの一番下の特定入所者介護サービス費の増のところで、居住費のところの1,223件というところ、もう一度説明していただきたいと思います。

〇議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長(馬場博美君) 大変申しわけご ざいません。

数字につきましてもう一度、この制度につきましては、平成17年10月から介護保険適用外になったということで、それを補足給付する制度であります。それで食費が2,116件から2,345件で229件の増、居住費につきまして267件から1,223件の956件の増額補正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(古舘繁夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで質疑を終わります。

これから、議案第60号平成24年度美幌 町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。再開を14時40分と いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長(古舘繁夫君) 休憩前に引き続き、 会議を開きます。

◎追加日程第5 議案第61号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第5 議案 第61号平成24年度美幌町公共下水道特別 会計補正予算(第2号)についてを議題とし ます。

直ちに提案理由の説明を求めます。 建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) 議案の11 1ページをお開きください。

議案第61号平成24年度美幌町公共下水 道特別会計補正予算(第2号)について御説 明申し上げます。

平成24年度美幌町の公共下水道特別会計 補正予算(第2号)は、次に定めるところに よる。

今回の補正につきましては、歳入では決算の確定によります繰越金、確定しました下水道受益者負担金、一般会計繰入金、歳出では消費税及び終末処理場修繕料等、それから地方債の確定に伴います償還利子の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ94万8,000円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6, 204万5,000円とするものでありま

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明申し上げますので、120ページ、12 1ページをお開きください。

3、歳出。

121ページの一般事務費59万8,00 0円の増でありますが、職員の被世帯主から 世帯主及び転居による住居手当の増額であり ます。公課費は、消費税及び地方消費税の確 定によります増額補正であります。

その下、終末処理場維持管理事業費、修繕料108万9,000円の増は、当初予算で設定しておりませんでした機器故障による交

換部品、修繕費用の増額であります。

ページの下の利子償還金263 万5,000円の減は、平成23 年度分借り入れ率の確定により、当初2.1%と見込んでおりました利率が0.845、1.6%になったことによる減額補正であります。

次に、118ページ、119ページにお戻りください。

2、歳入。

119ページの下水道受益者負担金の51 1万2,000円の増でありますが、本年度 新規賦課分及び継続賦課している部分の一括 納付されたことによる増額であります。

その下一般会計繰入金は、事業費補正に伴 う減額補正であります。

その下前年度繰越金915万4,000円は、決算額計上による増額補正であります。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第61号平成24年度美幌 町公共下水道特別会計補正予算(第2号)に ついてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 議案第62号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第6 議案 第62号平成24年度美幌町個別排水処理特 別会計補正予算(第1号)についてを議題と します。

直ちに提案理由の説明を求めます。 建設水道部長。 **○建設水道部長(磯野憲二君)** 議案の12 3ページをお開きください。

議案第62号平成24年度美幌町個別排水 処理特別会計補正予算(第1号)について御 説明申し上げます。

平成24年度美幌町の個別排水処理特別会 計補正予算(第1号)は、次に定めるところ による。

今回の補正につきましては、歳入では決算 の確定によります繰越金、消費税還付金、一 般会計繰入金、歳出では地方債確定に伴いま す償還利子の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ18万4,000円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,68 8万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御 説明申し上げますので、132ページ、13 3ページをお開きください。

3、歳出。

133ページの利子償還金の1854,000円の減でありますが、平成23年度の借入分利子、利子率確定によります当初2.1%見込んでおりましたものが、利率が0.6及び1.6%になったことによる減額補正であります。

次に、131ページにお戻りください。 (発言する者あり)

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号平成24年度美幌 町個別排水処理特別会計補正予算(第1号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 議案第63号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第7 議案 第63号平成24年度美幌町水道事業会計補 正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(磯野憲二君) 議案の13 5ページをお開きください。

議案第63号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出に おいては人事異動及び企業債償還利息確定に よる補正です。

資本的支出においては、職員、その他手当 及び平成23年度国庫補助金消費税相当額の 返還金による補正を行うものであります。

(総則)、第1条、平成24年度美幌町の 水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定 めるところによる。

(収益的支出の補正)、第2条、(資本的 支出の補正)、第3条につきましては、補正 予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げ ます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)、第4条、予算第7条で定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1、職員給与費は記載のとおりであります。

次の136ページ、137ページをお開き ください。

収益的支出、137ページ、職員の人事異動による減額補正であります。

次の139ページ、企業債償還利息146万2,000円の減は、平成23年度借入利率の確定によるもので、当初2.1%を見込んでおりました利率が1.1%、1.7%に

なったことによる減額補正であります。

次のページ、140、141ページ、資本的支出、その他の手当25万円、これは時間外手当の増額であります。

次のページの143ページ、平成23年度 国庫補助金消費税相当額返還金86万6,0 00円でございます。決算確定によります消 費税の取り扱いにより、国庫に返還するもの であります。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いします。

〇議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号平成24年度美幌 町水道事業会計補正予算(第1号)について を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第8 議案第64号

O議長(古舘繁夫君)追加日程第8議案第64号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

〇病院事務長(大村英則君)それでは、議案151ページをお開き願います。

議案第64号平成24年度美幌町病院事業 会計補正予算(第1号)について御説明申し 上げます。

今回の補正につきましては、当初予算で職員給与費は2名の医師採用を計上し、1名の採用となったこと、企業債償還利息は額及び利率の確定による減額、医師研修旅費は増額

を、いずれも12月末現在における執行見込みによる補正を行おうとするものであります。

第1条、平成24年度美幌町病院事業会計 補正予算(第1号)は、次に定めるところに よる。

第2条、収益的収支の補正については、実 施計画及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の補正は当初予算で2名の医師採用を見込んでおり、本年度、総合診療科医師1名のみの採用となったため、1名分を減額するもので、金額は記載のとおりであります。

第4条、他会計からの補助金の補正につき ましては、実施計画及び説明書で御説明申し 上げます。

次に、153ページをお開き願います。 収益的収入についてであります。

他会計からの補助金、負担金補正は、支出 補正額に対し、地方公営企業法で定めるルー ル分の繰入額の補正を行うものであります。

一般会計の補助金のうち、医師等研究研修費は支出の136万9,000円の増額に対し、2分の1の68万5,000円を増額し、子供のための手当及び児童手当については、執行見込みを踏まえた制度改正による名称の変更と予算の振替を行うものであります。

次に、一般会計負担金は、平成23年度医療機器購入に伴う企業債の借入額利率の確定に伴い、支出の企業債償還利息286万5,000円の減額により、2分の1の143万3,000円を減額するものであります。

次に、155ページをお開き願います。 収益的支出についてであります。

給与費は、先ほど御説明のとおり、新規医師1名の予算未執行に伴う減額を行い、金額はそれぞれ記載のとおりであります。旅費につきましては、医師の学会参加について、実績を踏まえて計上を行いましたが、医師1名につき道外2回、道内1回の学会参加を認め

ているため、今回参加予定を踏まえ136万 9,000円の増額を行うものであります。

支払利息の企業債償還利息は、平成23年度の企業債の借り入れの額、利率の確定により286万5,000円の減額を行うものであります。

以上御説明申し上げましたので、よろしく お願いいたします。

O議長(古舘繁夫君) これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号平成24年度美幌 町病院事業会計補正予算(第1号)について を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の 方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(古舘繁夫君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第9 陳情第2号

○議長(古舘繁夫君) 追加日程第9 陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題といたしました陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情については、会議規則第92条の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号については、総務 文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続 審査とすることに決定しました。

◎追加日程第10 報告第22号

告第22号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提 出がありましたので、お聞きすることがあれ ば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) ないようであります ので、報告第22号専決処分の報告について は、これで終わります。

◎追加日程第11 報告第23号

〇議長(古舘繁夫君) 追加日程第11 報 告第23号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提 出がありましたので、お聞きすることがあれ ば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古舘繁夫君) ないようであります ので、報告第23号定期監査報告について は、これで終わります。

◎追加日程第12 報告第24号

〇議長(古舘繁夫君) 追加日程第12 報 告第24号財政援助団体監査報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提 出がありましたので、お聞きすることがあれ ば許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(古舘繁夫君) ないようであります ので、報告第24号財政援助団体監査報告に ついては、これで終わります。

◎追加日程第13 報告第25号

〇議長(古舘繁夫君) 追加日程第13 報 告第25号例月出納検査の報告について(8 月~10月分)。

お手元に配付しているとおり、報告書の提 出がありましたので、お聞きすることがあれ ば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(古舘繁夫君) 追加日程第10 報 **〇議長(古舘繁夫君)** ないようであります ので、報告第25号例月出納検査の報告につ いて(8月~10月分)は、これで終わりま す。

◎追加日程第14 閉会中の継続調査 について

〇議長(古舘繁夫君) 追加日程第14 閉 会中の継続調査について。

各委員会から、お手元に配付した印刷物の とおり申し出がありましたので、これを承認 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 異議なしと認めま

したがって、各委員会の申し出のとおり承 認することに決定しました。

◎閉会の議決

〇議長(古舘繁夫君) お諮りします。

本定例会に付議された案件は、全て終了し ました。

したがって、会議規則第7条の規定によ り、本日で閉会したいと思いますが、これに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 異議なしと認めま

したがって、本定例会は、本日で閉会する ことに決定いたしました。

◎閉会宣告

〇議長(古舘繁夫君) 会議を閉じます。

これで、平成24年第8回美幌町議会定例 会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時00分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署名議員

署名議員